

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

1. 地域の災害リスク

【洪水】

邑楽町は北に渡良瀬川・南に利根川が流れ、2つの河川に挟まれている。邑楽町のハザードマップによると、『想定し得る最大規模の降雨(3日間の総雨量が利根川491mm、渡良瀬川812mm)』等により利根川・渡良瀬川いずれかが氾濫をした場合、町のほぼ全域で0.5～3.0m未満、一部地域では3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。

河川の浸水想定区域図による想定浸水被害は、「邑楽町防災マップ」より抜粋した下図を参照。

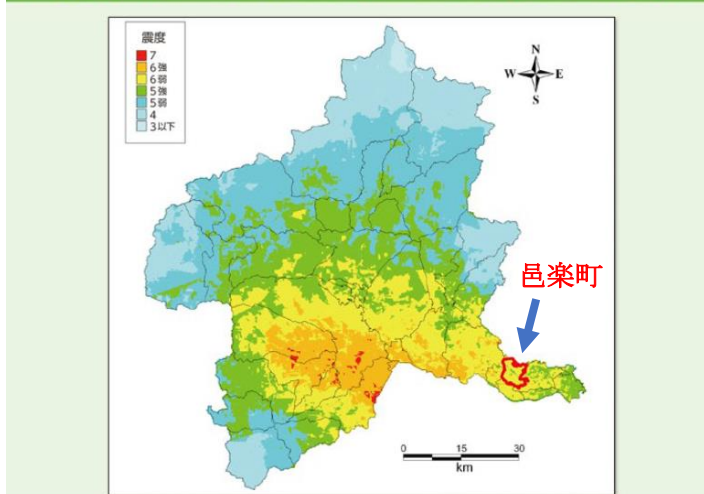


【地震】

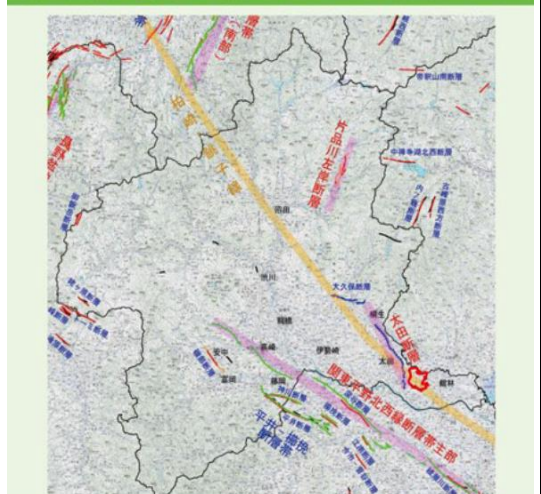
地震ハザードステーション (J-shis) の防災地図によると、邑楽町では震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間のうち 26%以上の確率で発生すると言われている。邑楽町には大きい地震を発生させるような活断層として、「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」が存在する。「関東平野北西縁断層帯主部」により想定される地震は最大でマグニチュード 8.1 であり、邑楽町の広い範囲で震度 6 弱が想定される。「太田断層」により想定される地震は最大でマグニチュード 6.9 であり、邑楽町の全域で震度 6 弱が想定される。

【邑楽町防災マップ (平成 30 年 1 月作成)】

関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の地表震度分布図



想定断層(帯)と想定断層のモデルの位置図



大久保断層

太田断層

深谷断層 (関東平野北西縁断層帯主部)

【台風】

令和元年に発生した台風19号では、群馬県内で死者4名、重軽症者9名、住家被害1,024件（内全壊22件、半壊296件、一部破損572件、床上浸水22件、床下浸水112件）、非住家被害79件となっている。

この台風により、気象庁が邑楽郡全体に「大雨特別警報」（レベル5）を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。なお、邑楽町において倒木や冠水、床下浸水などの被害はあったものの、台風による直接的な人命、家屋への大きな被害は発生しなかった。

【感染症】

新型コロナウイルス感染症については、群馬県内では令和2年3月7日に第1例目のPCR検査の陽性者が出た。

邑楽町管内では、県内606例目として、30代女性が令和2年9月17日に初めて陽性者となり、令和4年1月31日までに125例の陽性者がでた。

令和4年1月31日現在、群馬県の発表によると、県内感染者は30,030人（内死亡者は236人）である。

一方経済的にも大きな打撃を受け、各業種とも対応に苦慮しており、商工会への窓口相談は令和2年4月、5月から急増、現在も事業継続支援が必要となっている。

2. 商工業者の状況

邑楽町の商工業者等数 962 社

【平成28年度経済センサス基礎調査】事業所の推移（民営事業所）

産業分類	事業者数 (単位：所)	構成比	従業者数 (単位：人)	備考
農林漁業	8	0.8	36	
鉱業	0	0.0	0	
建設業	110	11.4	611	
製造業	216	22.6	5,429	
電気・ガス・水道等	0	0.0	0	
情報通信業	2	0.2	5	
運輸業	37	3.8	799	
卸売・小売業	222	23.1	1,758	
金融・保険業	8	0.8	60	
不動産業	22	2.3	72	
学術研究専門技術サービス業	26	2.7	75	
飲食店・宿泊業	85	8.8	439	
医療・福祉	56	5.8	1,092	
教育・学習支援	23	2.4	120	
生活関連サービス	78	8.1	264	
複合サービス事業	6	0.6	46	
サービス事業 (他に分類されないもの)	63	6.6	556	
合計	962	100.0	11,362	

3. これまでの取組

(1) 邑楽町の取組

- ①防災計画の策定、防災訓練の実施
- ②邑楽町地域防災計画を策定し、必要に応じて随時計画内容を修正している。
- ③洪水、土砂災害、地震ごとにハザードマップを作成し、地域の災害リスクの可視化と市民への周知を図っている。
- ④災害発生時における町職員の初動体制を検証するとともに、災害に対する意識を高めることを目的とし、町職員を対象に災害時初動対応訓練を実施している。
- ⑤関係自治体、関係団体をはじめ大型店、企業などと災害時応援協定を積極的に締結し、人員や物資、資機材などを確保している。
- ⑥大雨や大雪等に対応できるよう「ブルーシート」、「塩化カルシウム」並びに「小型除雪機」を役場に準備している。
- ⑦その他災害備蓄品として、アルファ米、保存水、クラッカー、粉ミルク、液体ミルク、簡易トイレ、毛布、避難所用シート、避難所用間仕切り、段ボールベッド等を備蓄している。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液等を備蓄している。

(2) 邑楽町商工会の取組

- ①事業継続力強化計画の策定、会員被災情報の取集
邑楽町商工会では平成30年4月に事業継続力強化計画(BCP)を作成し、災害時の対応強化を図っている。
- ②会員事業所に対しては、事業継続力強化計画の策定にむけたセミナーを実施している。
- ③損害保険では、共済団体と提携し会員事業所の加入推進を行っている。
- ④防災訓練では、各構成団体が定期的に訓練を行い、災害時の対応強化に努めている。
- ⑤防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄。※別途、邑楽町における備蓄物品も有
- ⑥邑楽町が実施する防災訓練への参加及び協力

II：課題

現状では、災害発生時の対応が邑楽町、邑楽町商工会で異なり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。

また、商工会ではBCPを策定しているものの、実際に災害が発生した場合において、効果的に機能するか懸念がある。更に、BCPの発動基準として、想定している災害が「地震」のみであるため、近年多発的に発生している、風水害並びに新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する備えができていない。

III：目標

- ①地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において「国内感染拡大期」には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回等において、邑楽町のハザードマップを用い、事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ②商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、邑楽町の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対して災害リスクの意識向上を図る。
- ③小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）並びに事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員等が同行訪問により、管内小規模事業者には災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。
- ⑥群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。
- ⑦感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、適切に対応することを周知する。また新たな感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑧事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ①当会は、平成30年に「事業継続計画」を策定(別添)。
更に令和3年度中に「新型コロナウイルス感染症対策 BCP」を策定予定。
- ②計画内容については、必要に応じて随時改定していく。また、現時点において実態並びに今後の対応が確定できない「新型コロナウイルス感染症対策」については、行政の指針や専門家の助言等を踏まえて適宜計画内容を変更していく。

(3) 関係団体等との連携

- ①協力関係にある損保会社及び共済団体を活用して、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関の普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼等を行う。

(4) フォローアップ

- ①1年に1回巡回指導等で小規模事業者の事業者BCP並びに事業継続力強化計画の取組状況を確認し、適宜改善指導を行う。専門的な内容については、ぐんま共済協同組合や群馬県商工会連合会が連携する支援機関との協力体制において、策定支援を講じる。
- ②(仮称) 邑楽町事業継続力強化支援協議会(構成員: 邑楽町、邑楽町商工会等)を必要に応じて適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(令和元年台風19号・平成23年東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、邑楽町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告等を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町、群馬県商工会連合会で共有する。)

(2) 応急対策の方針決定

- ①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
- ④被害状況を確認した状況をまとめ、邑楽町と群馬県商工会連合会へ報告する。
- ⑤被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害が見られる	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報はない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

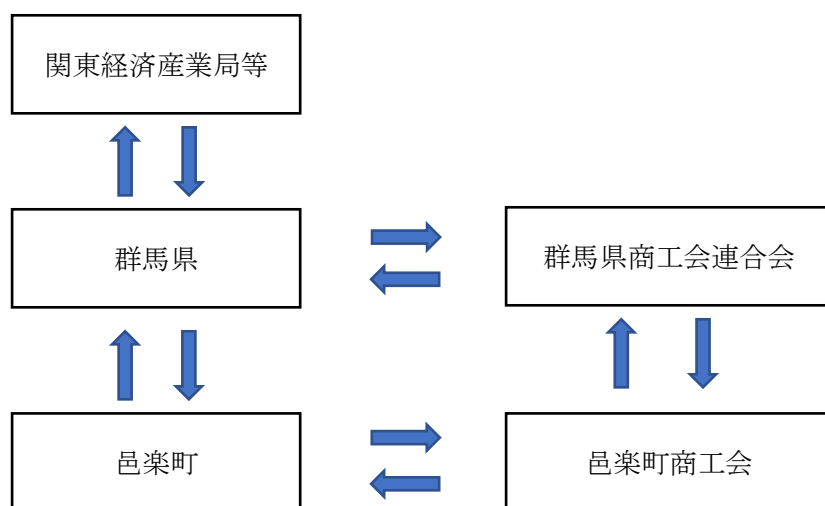
⑥本計画により、邑楽町商工会、邑楽町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、邑楽町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ③邑楽町商工会、邑楽町と情報を共有した上で、邑楽町商工会は群馬県商工会連合会へ、群馬県商工会連合会は群馬県へ報告する。(下図のとおり)

※商工会が町と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙(実態調査票)を参照



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

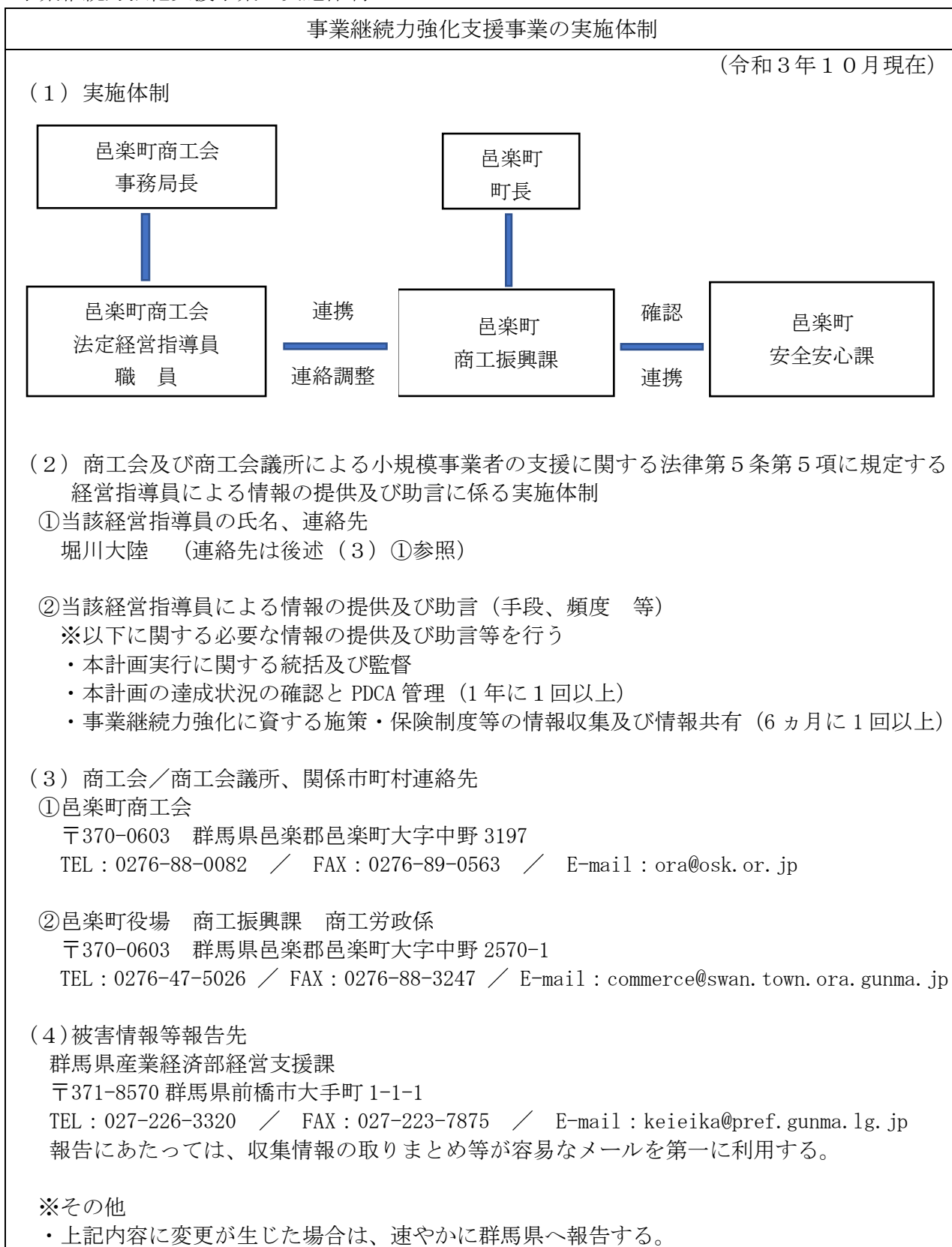
- ①相談窓口の開設方法について、邑楽町と相談する。邑楽町商工会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、協力関係にある損保会社、共済団体と連携し、情報共有を行う。
- ④応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、管内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請等の支援を行う。
- ⑤相談対応時に適切な施策が公表されていない場合は、施策が公表され次第、追って連絡ができるよう、相談者の連絡先と状況を取りまとめておく。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①国、県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」及び「罹災届出証明書」について周知し取得を促す。
- ③被災事業者に対し、復興関連の補助金や融資等の支援施策の申請支援を行う。
- ④県連エキスパートバンク等の専門家派遣制度を活用し、事業復興の上での専門的課題に対応していく。
- ⑤商工会の全国ネットワークを活用し、寸断したサプライチェーンの代替先の紹介・斡旋や、遊休設備の調達等の支援を行う。
- ⑥被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会や群馬県等に相談する。
- ⑦その他
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣	50	50	50	50	50
会議運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ製作費	30	30	30	30	30
防災・感染対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、国補助金、県補助金、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住 所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者名> ぐんま共済協同組合 太田支店 支店長 小芝 充宏 住所：〒373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所会館内 4階 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[邑楽町商工会] -- セミナー --> B[ぐんま共済 太田支店]; A -- 事業継続力強化支援 --> C[小規模事業者]; B -- 事業継続力強化支援 --> C; B -- 災害保険情報提供 --> C;</pre>